

自治が変わる・自治を変える

SAITAMA 自治研通信

【発行】公益財団法人埼玉県地方自治研究センター 【住所】埼玉県さいたま市浦和区高砂 4-3-5 県労評会館

【TEL】048-816-8866

【FAX】048-836-1113

【HP】<http://www.saitama-jichi.jp/>【Eメール】info@saitama-jichi.jp

久喜市の学校給食に関する私たちの提言 久喜地方自治研究会

久喜地方自治研究会は当センターの事務局長船橋延嘉が代表を務め、久喜市議会議員や自治労の仲間が月1回学習と交流を中心の定例会を持っています。

研究会は1月31日久喜市長、久喜市教育委員会、久喜市議会議長に下記の提言書を提出しました。

この提言書は、現在3方式に分かれている久喜市の学校給食を1万2千食の巨大センターで統一しようとする久喜市当局に、「子どものことを本当に考えた給食」にしてほしいと考えた研究会の仲間が討論して提案したものです。

理科大跡地という建設用地が浮上したことで、学校給食審議会や教育委員会での論議もなくいきなりの巨大給食センター建設の提案です（1万食を超えるセンターは埼玉にも数か所しかない）。

「教育の一環としての給食」「災害による給食中断の危険性」「多数の食中毒の危険性」など肝心なことがなにも検討されないまま、「センターありき」の提案が後付で給食審議会に提案されました。

久喜市の学校給食は1市3町の合併後、3方式<完全民間委託2事業所、自校方式、直営センター3か所（うち1か所の調理は民間委託）>の供給形態になっています。

旧久喜市は小中学校とも完全民間委託（全農食品が自社の調理場で調理配送している）が30年以上続いています。旧栗橋町の中学校も完全民間委託です。旧栗橋の小学校のうち2校だけが自校方式。旧鷲宮町は2つの直営給食センターで小中学校の給食を実施（旧栗橋の小学校1校分を含む）。旧菖蒲町の小中学校は直営ですが調理は委託の給食センターです。

学校給食審議会に提案した当局の説明を聞いていると、キーワードは「老朽化と統一」です。子供たちのためにとか、教育の一環とかそういう言葉は全く聞かれませんでした。同時に「経済合理性」という説明もあまりされませんでした。唯一このセンター建設を急ぐ背景に「合併推進債」が利用できる、その期限が迫っているという説明でした。年次計画を立てて補助金を利用して自校方式を実現していくなど私たちが提案したような案は検討もされていないということです。

鷲宮の給食センターは2つとも30年以上を経過して老朽化しています。自校方式の2か所も同様です。また全農食品の調理場も30年以上経過しています。菖蒲の給食センターは10年経過程度ですからまだ使えます。当局の説明では特に老朽化の激しい鷲宮のセンターの建て替えを検討して用地を探していたといえます。その用地の確保が困難なときに理科大跡地の話が持ち上がり、一気に巨大センターという提案となったようです。また、バラバラの給食を統一しますという提案は保護者にとっては魅力的な提案です。審議会の委員たちは当局の提案にほとんど疑問を持っていないようでした。

自校方式の給食の有利性や災害への対応などは検討もされていないし、委員から質問も出ませんでした。審議会終了後「提言書」の写しを各委員に手渡したので次回審議会で質問・意見が出されることを期待したいと思っています。

私たちの給食に関する提言はその考察を読んでいただくとして、審議회를傍聴していて感じたこと

を何点か記しておきたいと思います。

第1に、政治と行政職員の責任の重さです。多くの職員や議員さんをご承知のこととは思いますが、審議会や委員会といっても、「当局提案の追認」になってしまうことが往々にしてあります。だからこそ、提案内容を作成する行政職員やその方向性を定める首長や議員という政治家の責任は重大です。「学校給食はどうあるべきか」という本質論をしっかりと研究・議論して提案しないと、本当に子供たちのためになる学校給食は実現しないはずで、久喜の議会の現状では自校方式を提案しているのは社民党議員のいる会派と共産党だけです。

第2に、民間委託ということにほとんど抵抗がない市民が多いということです。「民間でできることは民間で」と小泉首相のころに盛んに言われました。そのことが多くの市民の頭の中にしみこんでいることを強く感じました。また自校方式を主張する議員の中にも調理業務の委託はやむを得ないのではないかという議員もいるのです。私たちの主張を広めるのは相当困難を要しますが、子どもたちの健康と命を預かる責任を考えると諦められません。

第3に、学校給食をどういう方式で提供するかということは、実は地域の在り方そのものを考えることにもなるはずで、学校給食で学童保育給食や生活困窮者への対応、また災害時の非常時給食など幅広い施策との関連を考えることができます。また、民間委託や非常勤職員の活用のことを考えれば社会全体の労働政策とのかかわりも見えてきます。私たちには幅広い視野が求められています。それを養うのが「自治研」活動だと考えています。 記事（事務局長 船橋延嘉）

久喜市の学校給食に関する私たちの提言

日頃、久喜市の行政運営にご尽力されていることに敬意を表します。

さて、昨年11月市議会において久喜市の小・中学校給食の今後の在り方について、現在3方式に分かれている小・中学校の給食を統一するために、1万2千食を供給できる、直営の学校給食センターを旧理科大跡地に約40億円の予算で建設する方向であることが明らかにされました。

私たち研究会は、かねてから学校給食が旧久喜市において全農食品への全面民間委託であること、同じく栗橋の中学校においても行田の給食センターに全面委託であることを憂慮しておりました。また、栗橋南小学校の建て替えに伴って給食室が建設されず、鷲宮給食センターからの供給となったことも残念と考えておりました。

私たちは、過去において全農食品が起こした食中毒事故の責任追及が不十分なまま、全面委託が続けられていたことを行政の不作為と考えておりました。

また、1市3町の合併によって給食の供給方法が3方式となり保護者からも統一の声があることは存じておりました。

その後、学校給食審議会の議論を経て、平成26年12月に決定された「学校給食の基本方針」において、今後の施設の在り方として「全面委託方式の調理場については、順次、直営方式(調理業務等の委託を含む)に移行します。」とされたことに希望を持って見守っておりました。

しかし、今般の議会で明らかにされた「1万2千食の学校給食センター施設の建設計画」は直近の学校給食審議会にも諮られず唐突に出されております。

7月の給食審議会議事録を見ますと委員から「おそらく、児童の数が減っているのかなと思うんですけども、例えばここから5年先、10年先の地区ごとの児童数や給食の数の見込みとで、今現在ばらばらになっているものをどこか、例えば栗橋地区や鷲宮地区で生徒数がこれくらいになるから給食設備が今のままで良いのかとか、統一的に新しいものをひとつ作って、久喜以外のところはひとつにしてそこから配食するといったことが、何年後だとこの数になるからこのくらいになるんじゃない

かとか、そういう見込みというのはやっているというか、予定はないのでしょうか。」という質問に対して、担当の課長から「そうですね、いわゆる児童生徒数の推移というものは、将来的なものも含めて別に出しています。給食の供給する形態については、まだ議論にはなっていないんですけれども、おっしゃるように、今ばらばらになっているものを、たとえば一カ所にまとめてしまうとか、今後も給食の在り方であるとか供給の仕方などを考えていく中で、当然それはひとつの論点といたしますか、手法としては考えていく必要があるのかなと思っております。」と答弁しています。審議会はその後昨年は開催されておりません。また、11月の教育委員会においてもこの給食センター建設に関しては議案とされておりません。

私たちは、8月に理科大跡地利用の関連図面に突然給食センター用地が示され、学校給食審議会や教育委員会の審議事項とされることなく、11月の段階になると突然に「1万2千食の給食センター建設」があたかも決まってしまった方針のように説明されていることについて疑問に感じざるを得ません。

教育的観点や、子どもたちの安心安全などはどのように検討されたのでしょうか。

私たち久喜地方自治研究会は、小・中学校の給食については「直営各自校方式」が最も優れた提供方法だと考えており、そのことを前提に今後の久喜市における学校給食の在り方について下記の通り提言させていただきます。

なお、市長・教育長・議長をお願いいたします。久喜市の学校給食の統一的な提供方法に結論を出す前に、この提言を各関係部局担当者、教育委員、学校給食審議会委員、PTA関係者、市議会議員に配布され、検討材料の一資料とされるよう重ねてお願い申し上げます。

記

1. 提言内容

私たちの提言の骨子

- * 児童・生徒、保護者のための給食を
- * 教育の一環としての給食を
- * 働く者・関係者が希望と誇りの持てる給食を

■具体的提言

- ① 最終結論としてはすべての小・中学校に各自校方式の調理場を建設し、市職員による直営で調理する。
- ② 当面の措置として、栗橋地区の2小学校の各自校方式、菖蒲地区の直営センターは存続する。調理は現在の委託からできるだけ早く直営にする。
- ③ 当面の措置として、老朽化した鷲宮のセンターは廃止を前提に当面存続させるが、順次小学校から各自校方式調理場を建設する。
- ④ 栗橋地区中学校委託給食には教育委員会内部だけでなく、保護者からも批判のあることから、委託を取りやめ菖蒲給食センターの活用を考慮すると同時に、各自校方式調理場建設を促進する。
- ⑤ 全農食品への全面委託は将来各自校方式に移行することを前提に、当面は存続させる。
- ⑥ 現行方針では、調理は委託を含むとあるが、安全・安心や労務管理に無責任となるほか、教育の一環として教育委員会の責任を明らかにし、災害時の対応・活用などを考慮して、市の直接雇用とすること。

2. 提言に至る考察

- ① 基本方針にある「子供たちの笑顔があふれる学校給食」は、できるだけ子どもたちの近いと

ここで給食がつくられることで、温かくおいしい給食が提供できると同時に、身近で調理員が働いている姿を見ることによって、その調理の大変さや、愛情を直接感じることができます。この教育的効果は大きいと考えます。

- ② センター方式は経済合理性だけを追求していると考えます。子供たちのためにと考えた結果、小・中学校に年間稼働数は1月にも満たないエアコンが取り付けられました。子供への食育と将来への身体づくりを考えたとき経済合理性だけが判断基準ではないはずです。
- ③ 地産地消・地場農産物の活用についても、米（コメ）以外の農産物は大量供給を望めず供給できる農家はほとんど見受けられません。センター方式の大量調理は地産地消の給食に適していないことは、地産地消の先進地でも明らかとなっています。
- ④ 食育は、箸や食器の使い方、食事時の姿勢、栄養学的な面、多人数の食事の楽しさなど多面的です。自校方式の調理場でこそ得られる食事のつくられる過程、そこで働く人たちの苦勞、栄養士と調理員の献立検討なども重要な教育的観点と考えます。
- ⑤ 食中毒などの危険は関係者の努力によって極力排除されるべきですが、給食の供給方式がどのようなものであっても、100%排除できるものではありません。そのことを前提にしても大量調理は最も危険度が高いと言えます。久喜市は過去において5千人に及ぶ食中毒事故を起こした経験があります。この時は提供給食が2コースに分かれていたため半数の被害で済みましたが、1コースで調理されていれば市内全校の児童・生徒・教員など1万人近い人が被害を受けることになったと考えられます。各自校方式であれば万一事故が発生しても被害が少数にとどまります。行政としての市や教育委員会の危機管理の問題と考えます。
- ⑥ 災害に強い学校給食はさまざまな点から、センター方式を排除します。まず地域的に大規模な停電などが起きた場合、センター方式ではその日の給食が全市域で中止となってしまいます。これは、電気だけでなく水道、ガス管事故、下水道の破損、台風などの風水害（越谷市を襲った竜巻被害など）でセンターが機能しないということが想定されます。
- ⑦ 大規模災害発生時において、避難所となる小・中学校に自校方式の調理場があれば、食材の確保という困難はあるものの温かい非常時給食を提供できる可能性があります。そして直営の市職員であればその使命感も高く、参集義務もあることからその可能性は高くなります。
- ⑧ アレルギーの特別給食について、センター方式ではアレルギー食品の除去給食が一般的です。自校方式で一定数の食事に限定すれば、同じメニューで工夫ができる可能性があると考えます。
- ⑨ 直営自校方式で市職員が調理すれば、夏休み中の学童保育給食にも対応が可能です。また、施策を拡大すれば、生活困窮者対策として一定数の食事を地区内の公民館などに配食することも可能になると考えます。
- ⑩ 全面民間委託は、企業論理として利益の確保が優先され、委託先に対する責任主体としての教育委員会の権限の及ぼし方があいまいになります。また、指揮命令が法令違反となる調理員派遣などは「偽装請負」として数多く指摘されており、現在も指摘されている「給食検討会」に参加しないなどの弊害があると考えます。
- ⑪ 全面民間委託や人材派遣方式の委託は低賃金の労働者を増大させるだけであり、非正規雇用が多くたびたび調理員が変わってしまうなど子ども達とのかかわりも薄く、調理と栄養士の連携なども取りにくいと考えます。
- ⑫ 全面民間委託は食材管理などの場面に市の責任者（多くは栄養士）が関わりにくいなど問題点が多くあります。このように検討してくると最後まで責任のとれる体制は直営・直接雇用が優れていると考えます。

以上